社会福祉法人近江ちいろば会 役員等報酬規程

（目的）

第１条 この規程は、社会福祉法人 近江ちいろば会（以下「当法人」という）定款第９条および 第２３条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする） の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第２条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

（１）常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

（２）非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退 職手当は支給しない。

２ 役員等の報酬額の総額は以下のとおりとする。

（１）法人の理事長の報酬額の総額は、年 1,500 万円以内とする。

（２）法人の非常勤理事の報酬額の総額は、年 10 万円以内とする。

（３）法人の非常勤監事の報酬額の総額は、年 30 万円以内とする。

３ 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第３条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）報酬については、別表第１に定める額

（２）賞与については、別表第２に定める額

（３）退職手当については、別表第３に定める算式により算出される額

（４）通勤手当については、給与等支給規則第１６条の規則に準ずる額

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第４条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）報酬については、別表第４に定める額

（２）非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、 宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第５条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第６条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

（１）報酬については、毎月２５日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与等支給規則第３条に準じた日とする。

（２）賞与については、毎年６月及び１２月とする。

（３）退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後３か月以内に 支給する。

２ 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

３ 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった ときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）
第７条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
２ 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
３　月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日 数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
４本条第２項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月 までの報酬を支給する。

（端数の処理）
第８条 この規定により、計算金額に１円未満の端数が生じたときには、次のとおり端 数処理を行う。
（１）50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
（２）50 銭以上１円未満の端数についは、これを１円に切り上げる。

(災害補償)
第 9 条
　理事長が業務上の事由により負傷又は疾病にかかった場合の補償は、法人全体の事業実績と経営責任の比重及び財務状況を考慮し、理事会の承認に基づき支給するものとする。
　（１）療養補償　　療養のため入院又は通院を要する場合　理事会の決議を経て、社会通念上相当と認められる金額の範囲内で支払うものとする。
　（２）障害補償　　傷病が治癒したにもかかわらず身体に障害が残る場合、理事会の決議を経て、社会通念上相当と認められる金額の範囲内で支払うものとする。
２　第三者の行為により業務上の災害を受け、当該第三者による補償が前項各号の補償額を下回る場合は、その差額相当額を補償するものとする。

(生命・損害保険契約)
第 10 条
　法人は、前条の災害補償のため、理事長を被保険者とする生命保険及び損害保険契約を理事会・評議員会の承認を得て締結することができる。
２　前項にかかる生命保険料及び損害保険料は、全額法人が負担するものとする。

(死亡慰労金)
第 11 条
　　在任中に死亡した場合は、生命保険等の契約金額を死亡退職慰労金として支給する。
　　死亡退職慰労金は遺族に支給する

(退職慰労金)
第 12 条
　　退職慰労金の基準は、次の各号の掲げる在任期間に応じ、当該各号に定める額とする。
　（１） 在任期間 10 年以上　解約返戻金の額の 70%
　（２） 在任期間 10 年未満　解約返戻金の額の 50%

第 13 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める 報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）
第 14 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）
第 15 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。
附則 この規程は、２０２２年 3 月 23 日（評議員会議決日）より施行する。
附則 この規程は、２０２４年 3 月 21 日（評議員会議決日）より施行する。

別表１（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額５００,０００円

別表２（常勤役員等の賞与）

６月の賞与	報酬月額×３か月分
１２月の賞与	報酬月額×３か月分

別表３（常勤役員等の退職金算定式）

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は 1 か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1 か月未満は 1か月に切り上げる。

別表４（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	５，０００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	５，０００円

※評議員については、定款の定めとの整合について留意が必要
（定款の定めより高額となる場合には、定款変更が必要）

（2）理事

	日額
理事会等会議への出席	５，０００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	５，０００円

（3）監事

	日額
監事監査等への出席	１０，０００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	５，０００円

（4）評議員選任解任委員の評議員選任解任委員会への参加について

上記　別表４（1）評議員に準ずる